

残っている石綿への労働者の石綿健康障害防止対策を行いましょう

石綿（アスベスト）は平成18年9月1日に使用等が禁止されましたが、**今なお、多くの石綿含有品が建築物や工業製品に残っている**ため、新たな石綿健康障害を発生させないため、石綿ばく露防止対策や健康診断の実施などが必要です。

■工業製品を扱う事業者の方

工業製品には、過去に組み込んだ石綿含有部品が使用されていることが多くあります。交換・廃棄などする際は、石綿含有部品を把握し、「石綿障害予防規則」に基づき『石綿の健康障害防止措置』を講じてください。

（対策のポイント）

- ・ 工業製品等における石綿含有製品等の把握
- ・ 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具の着用等

▷関連パンフレット：「機械設備の石綿含有部品を把握していますか？」

■設備の点検や補修などを請け負う事業者の方へ

石綿にばく露するおそれがある建築物等において、設備の点検や補修等の作業等で労働者を臨時に就業させるときは、「石綿障害予防規則」に基づき『石綿の健康障害防止措置』を講じてください。

（対策のポイント）

- ・ 労働者を臨時に就業させる建築物等について、吹付け石綿などの使用状況や損傷・劣化の状況を業務の発注者に聞取り等を行う
- ・ 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）には、労働者に呼吸用保護具などを使用させる

■建築物などの改修・解体を行う事業者の方へ

建築物・工作物等を解体する場合は、「石綿障害予防規則※」に基づき、あらかじめ石綿含有建材等の使用状況を調査し、その結果に基づき『石綿の健康障害防止措置』を講じてください。※令和2年7月に改正されています

▷関連パンフレット：「建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます」

詳しくは

労働安全衛生法令のご不明点などは厚生労働省HPをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

『石綿パンフレット等 | 厚生労働省』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html

『石綿健康診断及び石綿健康管理手帳の対象者の見直しに関するQ&A』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/qa/090401-1.html

△△労働局

検索



石綿 パンフレット

検索

石綿 健康診断 QA

検索

